

兵高教組

調査情報

第39号 2009年2月10日

兵庫県高等学校教職員組合調査部

電話：078-341-6745

http://www.hyogo-kokyoso.com

監査委員会：K某の言いがかりを明確に否定

研修の移動時間も職専免 自宅での「研修準備」も専免に認定

K某は、2008年12月9日、昨年夏に県立図書館で研修した教員に関して、「勤務時間開始時から図書館開館時刻までの1時間は研修していない」として、1時間分の給与を返還することを求める住民監査請求を行いました。

2月6日、兵庫県監査委員会は、K某の主張を「理由がないものと判断する」として、明確に退けました。

この間、多くの職場で、図書館等での研修に関して、「移動時間は年休」「施設の開館時間までは年休」などの誤った判断を行う管理職があとを絶ちませんでした。今回の監査委員会の判断は、この間の混乱に終止符を打つものです。

監査委員会の判断

1. 承認研修は、あらかじめ研修日、研修場所、研修内容等を記載して研修計画書を提出し、学校長の確認を受けることにより、職務専念義務が免除されるもの。
2. 本件では、勤務時間全体を、自宅での研修の準備及び県立図書館への移動を含む県立図書館での研修に充てたと認められる。
3. 本件においては、請求人が主張するような職務専念義務の違反があったということは認められない。

移動時間も職専免

監査の中で、県教育委員会は、「研修場所への移動に要する時間については、当然、職務専念義務が免除される時間に含まれるものである」と明確に述べています。

これは当然のことです。人間ドック、再健診、適法な交渉、国体等の運動競技大会への従事・参加など、条例や人事委員会規則で、「職専免」（職務専念の義務免除）が認められています。移動時間も専免になるというのが当たり前の運用であり、研修の専免だけ、移動時間を年休にするなどの一部の管理職の主張が通る余地は全くありません。

今回の監査で、県教育委員会の指導内容が公的に明らかにされ、その妥当性を「県立図書館への移動を含む県立図書館での研修」という表現で、監査委員会が認定したことで、この間の一部の管理職の誤りが明確になりました。

自宅での「研修準備」も専免

また、県教育委員会は、「施設等で研修を行う際には、学校への往復の時間を費やすより自宅で研修を行う方が合理的な場合もあり、施設等の開館時間以外は学校にいる必要があるとの指導は行っていない」と述べています。監査委員会は、この妥当性を「自宅での研修の準備」という表現で認定しています。これも、一部管理職の「施設の開館時間までは年休」という主張に道理がないことを示しています。

校長は自主的研修を保障せよ

「教育の仕事は専門職。この職業は、厳しい、継続的な研究を経て獲得され、維持される専門的知識及び特別な技術を教員に要求する公共的業務」

（『教員の地位に関する勧告』第6条 ILO・ユネスコ）とされています。研修の必要性は、教育という営みの本質に根ざしています。

研修を様々な形で妨害しようとする管理職は、今回の監査結果を受け止めて、姿勢を正すべきです。